刑事手続きの流れ

警察

交通事故の発生

警察への届出・110番通報

捜査の開始

- 事情聴取（調書の作成）
- 実況見分立会い
- 証拠品の提出など

犯人（被疑者）の特定

任意取調（逮捕しない）

逮捕

釈放

犯人の逮捕
事情聴取
証拠品の確認など

検察庁

書類送致
検察官に書類と証拠品を引き継ぐこと

身柄送致
検察官に犯人を書類と証拠品とともに引き継ぐこと

釈放

勾留
継続して犯人の身柄を拘束して捜査すること
（最長20日間）

検察官の事情聴取

検察官の処分決定

不起訴（裁判にかけない場合）

起訴（被告人）（裁判にかける場合）

裁判所

公判請求（公開の裁判）

略式命令請求（書面審理により罰金や科料を命じる裁判）

公判

証人出廷

判決

略式命令

～事故にあわれた方が利用できる制度～

自動車保険

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と任意保険があり、

- **自賠責保険**は、交通事故による被害者やその家族の方の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付られている保険
- **任意保険**は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を保証する保険で次のようになっています。

自賠責保険	対比	任意保険
加入しなければならない（義務）	加入	任意
人身損害だけ	対象	人身損害と物損
死亡 3,000万円 傷害 120万円 後遺障害 75万～4,000万円（1～14の障害等級による）	支払い限度額	保険契約の限度額までの保証

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害額が補償額を上回っている分は任意保険により補償されることになります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償（てん補）され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険（全部又は一部）で補償されます。未加入の場合、加害者の負担となります。

損害賠償額7,000万円

支払 ← 自賠責保険（共済）で補償 上限3,000万円まで

支払 ← 不足分の4,000万円は
・任意保険加入……契約の範囲内で補償
・任意保険未加入…加害者の負担

交通事故の被害者とその家族の方のために

～被害者の手引～

このパンフレットは、交通事故の被害者やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか。
- 警察が被害者やその家族の方にお願いすることは何か。
- 事故の加害者はどのような手続きで処罰されるのか。
- 自動車の保険制度

などについてお知らせするものです。

分からないことなどは、遠慮なくご相談下さい。

□ 警察署交通課
□ 高速道路交通警察隊

担当捜査員＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

滋賀県警察

令和４年３月作成

ご協力のお願い

警察は、事故の状況や原因など加害者の罪を明らかにするために捜査を行います。

被害者やご家族の方には、次のようなことをお願いすることがありますので、是非ともご協力をお願いします。

- **事情聴取や調書の作成**
  事故にあった状況や事故の届出をした状況などについて詳しくお伺いし調書を作成します。また、検察庁や裁判所でも事情を聞かれることがあります。
- **実況見分への立会い**
  事故の状況や原因を明らかにするため、立ち会っていただくことがあります。
- **証拠品の提出**
  被害者の方が着ていた衣服や所持品、乗っていた車や自転車などは被害を裏付ける証拠品として提出していただくことがあります。

交通事故証明書の申請方法

- **申請の出来る方**
  - 交通事故の当事者（加害者及び被害者）
  - 証明書の交付を受けることについて正当な利益のある方
    （例：損害賠償の請求権がある親族、雇主、保険金の受取人等）
- **申請方法等**
  - 証明書の必要な方は、自動車安全運転センター滋賀県事務所に電話で証明書が発行できるかを確認のうえ、最寄りの郵便局から郵便振替による方法又は直接前記センター事務所に出向いて、申請用紙（郵便振替申請用紙又は窓口申請用紙）により必要事項を記入し手数料を添えて申し込みをして下さい。
  - 申請用紙は、警察署、交番、駐在所、自動車安全運転センター滋賀県事務所のほか農業協同組合等の窓口に備えてあります。
  - 証明書は郵便でお届けするか、センター事務所で直接お渡ししています。
  - 郵送による申し込みは、申請用紙が手元に届くまでに10日ほど掛かりますので、お急ぎの方は自動車安全運転センター滋賀県事務所に電話で証明書が発行できるかを確認したうえ、直接事務所へ出向いて申請して下さい。
  - 自動車安全運転センターのホームページからも申請できます。
- **問い合わせ先**
  滋賀県守山市木浜町2294番地（滋賀県警察運転免許センター内）
  自動車安全運転センター滋賀県事務所
  ☎077－585－3456

政府の自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。
- 事故を起こした相手の車が盗難車で自賠責保険が使えない。

このような場合などに、政府が被害者の救済を図るために損害をてん補する制度があります。

支払限度額は、自賠責保険と同じで、請求は保険会社などで受け付けているため、損害保険会社などにお問い合わせ下さい。

事故情報提供

1 事故の相手方に関すること
　加害者の住所、氏名、年齢
　交通事故の発生日時、場所
2 事故の相手方の処分に関すること
　加害者の検挙情報、加害者の処分状況
　①送致先検察庁
　②起訴、不起訴の処分結果
　③起訴された裁判所等

警察では、被害者や家族（遺族）の方の疑問に少しでもお応えするため、情報の提供を行っております。

他の援助･救済制度

制度	制度の内容	窓口
税制上の救済制度	交通事故により、負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、配偶者と死別した方などには所得控除が認められる場合があります。	・税務署
福祉制度	交通事故により母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付制度が、生活に困窮した場合には生活保護制度（生活・教育・市町役場・福祉事務所・住宅・医療補助）があります。	・市町担当課 ・福祉事務所
公営住宅優先入居	交通事故により収入が減少し生計維持が困難になった場合、公営住宅への優先入居ができる制度です。	・滋賀県営住宅管理センター ・市町担当課

交通事故の相談窓口

警察の相談窓口

- 各警察署交通課・高速道路交通警察隊
- 警察本部交通指導課
  ☎077－522－1231（代表）
- 県民の声110番
  ☎077－525－0110（プッシュ回線は＃9110）

関係機関等の相談窓口

- 滋賀県立交通事故相談所
  大津本所　☎077－528－3425
  彦根分室　☎0749－27－2230
- （一社）日本損害保険協会
  そんぽADRセンター
  ☎0570－022－808
  ☎06－7634－2321（PHS・IP電話専用）
- （公財）交通事故紛争処理センター
  ☎06－6227－0277（大阪支部）
- （公財）日弁連交通事故相談センター
  ☎077－522－2013
- （一財）自賠責保険・共済紛争処理機構
  ☎06－6265－5295
- （公財）交通遺児等育成基金
  ☎0120－16－3611
- 自動車事故対策機構（NASVA：ナスバ）
  交通事故被害者ホットライン
  ☎0570－000738
- 日本司法支援センター（法テラス）
  ☎0570－079714
- 滋賀県犯罪被害者総合窓口
  ☎077－525－8103

被害者カウンセリング制度

ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害を受けた方やその家族の心の支えになればと、専門のカウンセラーによるカウンセリングを受けられる制度を設けています。詳しくは警察本部犯罪被害者支援室又は各警察署の相談窓口にご相談下さい。（費用は無料です。）

滋賀県警察本部　☎077－522－1231（代表）

民間被害者支援団体による被害者支援

交通事故・事件など犯罪に遭われた被害者やその家族・関係者の方々の心のケアのお手伝いをします。秘密は厳守されます。相談は無料です。まずは、匿名で結構ですのでご相談下さい。

公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター
☎077－521－8341（犯罪被害者サポートテレホン）
☎077－525－8103（はい、おうみ）
☎0570－783－554（なやみはここよ）（ナビダイヤル）